破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１００号
岡山県美作市江見338番地
債務者　森本　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０１号
岡山県津山市川崎111番地７　ハイツ下山103
債務者　渡邉　功侍
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０３号
岡山県津山市上村216番地１　町営住宅朝吉団地95号
債務者　柴田　直美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０８号
岡山県美作市奥484番地１
債務者　下山　義雄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０９号
岡山県美作市奥484番地１
債務者　下山　正子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２７６号
函館市亀田港町16番21号　Ｃ＆ＨⅣ201号
債務者　増川　清志
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８９号
函館市宮前町22番９号
債務者　渡邉　リエ
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８９号
埼玉県川口市大字安行領根岸3787番地の１
債務者　小坂シゲ子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５７号
埼玉県川口市大字安行領根岸1027番地の１
川口根岸パークホームズ弐番館701号
債務者　高橋　純一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
静岡県沼津市西間門381番地の２　鈴木コーポ３Ｆ、前住所静岡県沼津市我入道蔓陀ケ原517番地
債務者　宮﨑加奈江
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
静岡県富士宮市神田川町26番地の４　ラ・ベジブル105、前住所静岡県富士宮市富士見ヶ丘1322番地
債務者　生沼　正己
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５４８号
埼玉県飯能市柳町９番14号　グランシャリオ飯能404
債務者　増田百合子（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９１４号
東京都東村山市青葉町２丁目40番地６サンライズ青葉町パート２―405
債務者　海老澤祥子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１号
熊本県八代郡氷川町宮原671番地１
債務者　古島　隆一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第９９６号
東京都東村山市美住町２丁目７番地７ライオンズマンション東村山第２―401
債務者　米倉　師孝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１００２号
東京都立川市幸町５丁目82番地の11ハイツメイト106号
債務者　土橋　伸江
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部